

## 資料 5

### 委員会の設置（案）

平成十三年一月二十九日  
情報通信審議会IT革命を推進するための電  
気通信事業における競争政策の在り方につ  
いての特別部会決定第一号

本特別部会は、「IT革命を推進するための電気通信事業に  
おける競争政策の在り方について」（平成十二年諮問第二十九  
号）に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設  
置する。

#### 一 名称

- 1 競争政策・ユニバーサルサービス委員会
- 2 国際競争力委員会

#### 二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専  
門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が  
指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために  
主査代理を置く。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査  
が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理す  
る。

#### 三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、  
関係者に対し出席を求め説明させ、又は文書等資料を提出  
させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会  
に諮り定めることができる。